

改 正 案										
<p>（法の適用に関する特例）</p> <p>第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>（法の適用に関する特例）</p> <p>第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">（削る）</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">（削る）</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">（削る）</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	（削る）	（削る）	（削る）				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">項</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p>第七条第一 開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。</p> </td> </tr> </table>	項	<p>第七条第一 開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p>	<p>主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。</p>
（削る）	（削る）	（削る）								
項	<p>第七条第一 開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p>	<p>主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。</p>								

(略)	第二十八条		(略)	(略)	第一項	第二十四条	その開設者	その開設者	の全部若しくは一部の停止を命ずる
	命ずる	開設者				使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずる			
(略)	申し出る	主務大臣	(略)	(略)	(略)	主務大臣	主務大臣	主務大臣	務の全部若しくは一部の停止を申し出る

(略)	第二十八条		(略)	(略)	第一項	第二十四条	その開設者	その開設者	は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる
	命ずる	開設者				都道府県知事			
(略)	申し出る	主務大臣	(略)	(略)	(略)	主務大臣	主務大臣	主務大臣	又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を申し出る

第二条 (略)

2 前項の規定は、厚生労働大臣が当該職員に法第二十五条第三項又は第七十一条の四第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

第二条 (略)

2 前項の規定は、厚生労働大臣が当該職員に法第二十五条第三項又は第七十一条の三第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三條の三	当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。	主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならない。
第四條第一項	当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び次条において同じ	主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならない。

開設者又は管理者	開設者若しくは管理者	法第二十五条第二項	管理者	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項
管理者				

第五条の十 削除

(医療法人台帳等)

第五条の十一 都道府県知事は、医療法人台帳を備え、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人について、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

(新設)	開設者若しくは管理者	法第二十五条第二項	管理者	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項
(新設)	保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	法第二十五条第二項	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項

(行政処分に関する通知)

第五条の十 法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項の規定により、医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させた都道府県知事は、法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第六十四条から第六十六条までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(医療法人台帳等)

第五条の十一 厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ医療法人台帳を備え、厚生労働大臣にあつては、二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、都道府

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第五条の十五 削除

県知事にあつては、その他の医療法人で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものについて、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人を除く。）が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項」と、前二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

(指定都市の特例)

第五条の二十三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十

（新設）

二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）において、法第七十一条の三の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十五に定めるところによる。

（権限の委任）

（権限の委任）

第五条の二十四 （略）

第五条の二十三 （略）